

上市町奨学資金の支給及び貸与について（概要）

上市町では、下記要件を満たす方に対し、奨学資金の支給又は貸与を行っています。

1 要件

- (1) 学校等（学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、短期大学、専修学校の修業年限2年の高等課程及び専門課程）に在学する者
- (2) 本人又はその保護者が町の住民基本台帳に記録されていること
- (3) 本人又はその保護者が町税を滞納していないこと
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者
- (5) 品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいると認められる者

2 提出書類

- (1) 上市町奨学資金（支給・貸与）申請書〔様式第1号〕
- (2) 推薦書〔様式第2号〕（進学の場合は卒業校にて記入、開封禁止）
- (3) 学業の成績を証明する書類（開封禁止）
- (4) 本人の世帯及びその保護者の世帯に属する者の住民票の写し（町外の方のみ）
- (5) 本人及びその保護者の町税納税証明書（町外の方のみ）
- (6) 本人の世帯及びその保護者の世帯に属する者の所得を証明する書類（町外の方のみ）
- (7) 同意書（様式第3号）（本人の世帯又はその保護者の世帯に属する者のいずれかが住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）

※ 提出期限は、原則、毎年度5月の第2金曜日までとします。

3 金額等

区 分		支 給	貸 与
高等学校		月額 5,000 円	/
高等専門学校	第1学年から第3学年まで	月額 5,000 円	
	第4学年から第5学年	月額 8,000 円	
短期大学（専修学校専門課程を含む）		月額 8,000 円	
大学	県内	月額 8,000 円	月額 30,000 円
	県外	月額 10,000 円	月額 40,000 円

※1 支払いは、7月・11月・3月の末日とします。（年間3回払い → 4ヶ月分）

※2 貸与の返還は、大学を卒業した月の翌月から1年経過後より発生します。また、大学卒業後、町内在住される方は、返還額を50%免除いたします。（その他条件あり）

4 その他

奨学資金の支給及び貸与にあたっては、[上市町奨学資金の支給及び貸与にかかる調査委員会]において提出書類に基づき要件を調査のうえ、決定については、申請者に対し、書面にて通知します。